

消費生活情報かわらばん

44号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階
 ☎ 046-292-1000
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。
 平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を
 対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務
 (借金) などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。 期間は、**訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から 8 日間**です。期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

☆☆簡単・便利なクーリング・オフはがき作成用セットを配布しています。☆☆

★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようと思うと、どのように書いたら良いのかなかかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご利用ください。記入の仕方などもアドバイスしています。



郵便はがき	〒	□□□□□□
解除書面へ 封筒を封止 記号欄等に 印字 郵便を利用		
<住所欄>		
<あて名欄>		
<代表者名>		
	様	

(はがき表)

【必須記入】	申込(契約)日	年	月	日
	商品等名称			
	商品等価格		円	
	事業者名			
	担当者氏名			
【必須記入】	上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。			
【選択記入】	お申込みの事業者は取り消し料を払ってご注文をキャンセルする場合は、ご注文の代金を返金していただきます。ご注文の代金は、ご注文の代金に引きつけてください。			
【必須記入】	年	月	日	(記入日)
	住所	〒		
	氏名			

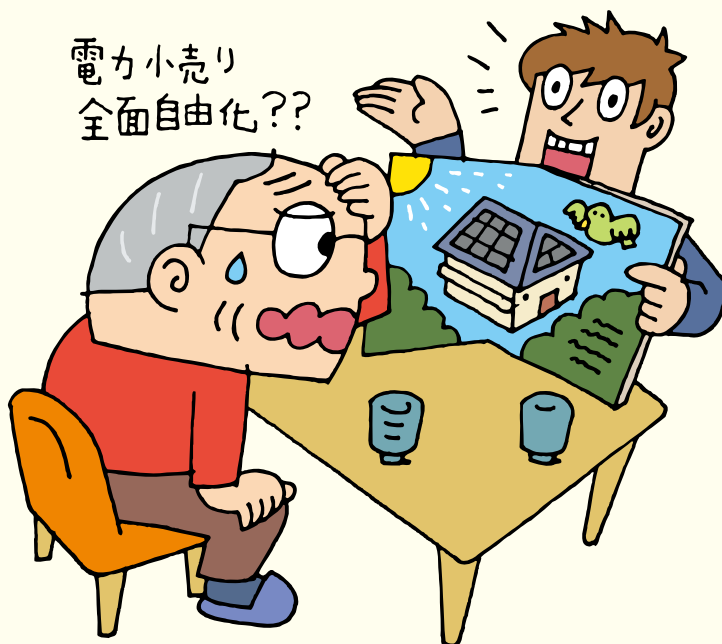
(はがき裏)

見守り 新鮮情報

「2016年4月に**電力料金**が**自由化**になる。その前に**太陽光発電システム**を設置し、電気を売電すれば**儲かる**」と電話があり、自宅で業者の説明を聞いた。設置料金は**200万円**ほどで、**ロー**

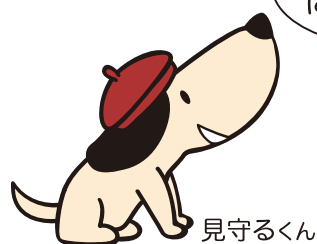
ンを組むと**月々1万円**の支払いという。しかし、説明通りの売電金額が約束されているわけでもなく、**年金暮らし**の自分が**ローンを抱えること**にも**不安**になった。

(60歳代 男性)



電力小売り全面自由化 便乗商法に注意して

ひとこと助言



見守るくん

便乗商法
に気をつけて

- 電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。
- 電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、2016年4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の中から契約を選択できるようになり、今後さまざまな勧誘が行われることが予想されます。
- 電力小売り自由化に関しては、制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- 不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。